

「ワンストップ経営相談窓口」経営相談員募集要項（経営・税務）

公益財団法人横浜企業経営支援財団（以下「財団」という。）では、横浜市内の中小企業者等が抱える様々な経営課題や、創業・新規事業に関する疑問などについて総合的にお答えする「ワンストップ経営相談窓口」において、相談・助言等の支援活動を行う専門家を募集します。

1 募集期間

令和7年1月29日（水）から2月6日（木）まで

2 業務内容

- (1) 対象：横浜市内の中小企業者や創業予定者
- (2) 内容：相談対応業務、相談後のフォローアップ業務、情報共有会議への出席（年間数回程度）
- (3) 備考：専門分野等によっては、セミナー講師を依頼する場合があります。
- (4) 参考：[ワンストップ経営相談窓口](#)

3 委嘱期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 委嘱条件

- (1) 勤務場所：横浜市中区日本大通 11 横浜情報文化センター 7階 財団事務所内
- (2) 業務時間：9時20分～17時00分（休憩1時間）
- (3) 業務日程
経営相談全般(B)：曜日固定 ※財団との調整により決定します。
税務相談：水曜日（2か月に1回程度）
※土日、祝日、年末年始12月29日～1月3日は休日となります。
- (4) 報酬：1日あたり25,000円
※社会保険の適用はありません。報酬の中に交通費・消費税・源泉税等を含みます。

5 募集種別・募集人数

- (1) 経営相談員（経営相談全般B） 1名

中小企業診断士としての実務経験が1年以上あり、次の全てに該当する方

- ア 週1日、曜日固定制で経営相談業務が担当可能な方
- イ 中小企業・小規模事業者、創業希望者の抱える幅広い経営課題の解決に向け、相談対応・助言等に誠実かつ意欲を持って取り組める方で、中小企業からの経営全般に関する相談対応経験がある方
- ウ 一定の欠格事由に該当しない方（反社会的勢力でないこと等）
- エ 委嘱開始予定日において70歳未満の方
- オ 令和7年4月1日時点で適格請求書発行事業者に登録されている方

- (2) 経営相談員（税務相談担当） 複数名

税理士としての実務経験が1年以上あり、次の全てに該当する方

- ア 2か月に1回程度の頻度で水曜日に税務相談業務が担当可能な方
- イ 中小企業・小規模事業者、創業希望者の抱える幅広い税務課題の解決に向け、相談対応・助言等に誠実かつ意欲を持って取り組める方で、中小企業からの相談対応経験がある方
- ウ 一定の欠格事由に該当しない方（反社会的勢力でないこと等）
- エ 委嘱開始予定日において70歳未満の方
- オ 令和7年4月1日時点で適格請求書発行事業者に登録されている方

6 応募書類

- (1) 専門家登録申込書
- (2) 職務経歴書（中小企業への支援実績についても記載してください）

※応募書類は返却しません。また記載された個人情報については、経営相談員の選考に利用するものであり、この目的以外で利用し、又は提供することはいけません。

7 応募方法

以下宛に応募書類を郵送してください。

- (1) 郵送先

〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通 11 横浜情報文化センター 7 階
公益財団法人横浜企業経営支援財団 経営支援部経営支援課 経営相談員募集担当 宛

- (2) 応募期限

令和 7 年 2 月 6 日（木）必着

8 選考スケジュール

- (1) 1 次選考（書類選考）：1 次選考の結果につきましては、2 次選考に進む方にのみ、令和 7 年 2 月 19 日（水）までに連絡します。

- (2) 2 次選考（面接選考）：令和 7 年 2 月 26 日（水）又は 2 月 27 日（木）

※面談時間は 20 分程度です。

※2 次選考結果の通知は、令和 7 年 3 月初旬までに通知します。

【お問合せ先】

（公財）横浜企業経営支援財団 経営支援部経営支援課

電話：045-225-3714 e-mail:keiei@idec.or.jp